

## 八千代市最低制限価格取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び第167条の13並びに八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第128条第1項及び第139条の規定により競争入札において最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象となる入札)

第2条 最低制限価格の対象となる競争入札は、次に掲げるもの（地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札方式によるものを除く。）とする。

- (1) 予定価格が130万円を超え1億5千万円に満たない建設工事に係る競争入札
- (2) 予定価格が50万円を超える測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・コンサルタント業務等」という。）に係る競争入札

### (最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる最低制限価格算出基準額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切上げた額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「税抜予定価格」という。）を算出する基礎となった別表の契約区分ごとに定める各費用に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合計額。ただし、その額が税抜予定価格に同表の契約区分ごとに定める上限割合を乗じて得た額を超える場合にあつては当該上限割合を乗じて得た額とし、その額が税抜予定価格に同表の契約区分ごとに定める下限割合を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該下限割合を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の場合において、一の業務で別表に掲げる複数の契約区分により積

算されるものについては、それぞれの契約区分ごとに前号の計算を行った額の合計額

- 2 前項第1号の最低制限価格算出基準額の算出について、同号の規定により難しい場合においては、別表の契約区分に応じて、それぞれの上限割合から下限割合までの範囲内で予算執行者が定める割合を税抜予定価格に乗じて得た額を最低制限価格算出基準額とすることができる。

(公表)

第4条 最低制限価格の公表は、八千代市入札結果等公表事務取扱要領（平成11年1月1日施行）に定めるところによる。

(落札者の決定)

第5条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 2 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。

附 則

この要領は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以前に入札又は指名通知を行った契約は従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に入札又は指名通知を行った契約は従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に入札公告又は指名通知を行った入札においては従前の例による。

附 則 (令和4年10月13日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に公告又は指名通知を行った契約は従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に公告又は指名通知を行った契約は従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に公告又は指名通知を行った契約は従前の例による。

別表（第3条関係）

契約区分	最低制限価格算出基準額	上限割合	下限割合
建設工事	①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額	10分の9.2	10分の7.5
測量業務	①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に10分の5を乗じて得た額の合計額	10分の8.2	10分の6
建築建設コンサルタント業務	①直接人件費の額 ②特別経費の額 ③技術料等経費に10分の6を乗じて得た額 ④諸経費に10分の6を乗じて得た額の合計額	10分の8.1	10分の6
土木建設コンサルタント業務	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に10分の9を乗じて得た額 ④一般管理費等に10分の5を乗じて得た額の合計額	10分の8.1	10分の6
地質調査業務	①直接調査費の額 ②間接調査費に10分の9を乗じて得た額 ③解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額 ④諸経費に10分の5を乗じて得た額の合計額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に10分の9を乗じて得た額 ④一般管理費等に10分の5を乗じて得た額の合計額	10分の8.1	10分の6